

釈尊を守り、教えに害をなす者を摧滅させ、飄意させ弘通者に確な拠り所を与えるためには、強力無双の人物を必要としたのであろうが、東西文明の合流の地ガンダーラは執金剛の造像においてそれを具体化しようとしたものだと思われる。そしてそれが観世音菩薩普門品等の經典の中にも入れられ、中国・日本と一般化したものと思われる。

(この一文作製に関して天台宗の葉上照澄長病に多大な御指示を得ました。御礼申し上げます。)

註 (1) (2) (3) 大正九・577中、1299下、Kein 444
(4) 大正二・663下 (5) 大正一・83上 (6) (7)
大正十一・43中 (8) 大正十二・620中、大正十六・
560中 (9) 大正九・34上、104下、Kein 253
(10) 同上36下、107上、274 (11) 本田義英・法
華經論、布施浩岳・法華經成立史 (12) マツウラ出土(ニ
ュデリー博)の仏座像に執金剛が見られ、類似した像がカル
カッタ博にもあるが、執金剛かどうかは定かではない。もう
一点、ポストン美術館にあるという。(13) 王の即位年代は
AD 78、144、278 説等ある。(14) 高田修・仏像の
起源外 (15) 西川幸治・曾野寿彦・死者の丘涅槃の塔外
(16) この頃のメナンドロス王はミリンダ王と仏教徒によは
れ、弥蘭陀王問経が知られている。(17) Gandharan art
in Pakistan (18) 南伝大蔵経六一小統王史 P 505 等

日蓮聖人の仏身観

北 川 前 肇

日蓮聖人の教学は、本門寿量品を中心に構築され、こ
とに真の一念三千の成立を、「然善男子我実成仏已来」
の発迹顕本の文に見出されたことは周知のところであ
る。このように、聖人が本門法華―寿量品の一品二半を
教義・信仰の根底に位置づけられたことは、釈尊の久遠
実成の開頭が、如何に重要な意味を持つものか、改めて
確認されるのである。すなわち、寿量品の発迹顕本を契
機として、超越的には釈尊の久遠性・絶対性、および
その救済性が明らかにされたのであり、また衆生との必
然的連関性も開頭されたと領受できる。この発迹顕本の
問題は、宗学上の課題として、本尊論、顕本論、救済論
と深くかかわりを持ち、衆生の立場からは、凡夫の成仏
論であると同時に、法華経信仰者としての信行のあり方
とかかわっているのではないかと考える。そこで、いま
一つの試みとして、発迹顕本された久遠実成の釈尊―寿
量品の仏を、日蓮聖人はどのように信解されたのか、と

いうことについて、伝統的な仏身思想の中で少しく考察してみたいと思う。

聖人が三身の問題について、その具体性をもって解釈、乃至は論述された遺文は多く存しない。例えば、文永九年の『八宗違目鈔』（『定遺』五二五頁）の冒頭に、『文句記』九、および『文句』九の「釈寿量品」の文を引用され、次下に仏は法・報・応の三身を具すことが図化されている。また、『一代五時図』（図録二〇）の末には、諸宗の本尊義の図化が見られ、天台法華宗の本尊は、久遠実成実修実証の釈迦如来であることが明示されている。そして、その次下には、始成の三身と久成の三身とが分別され、久遠の釈尊は三身円満具足にして、無始無終の仏格を有するものだということが領解できる。

この両書は佐渡と身延期のものであるが、聖人初期の著作に目を転じると、『守護国家論』の「本地久成円仏在_三此世界」（『定遺』二一九頁）、「今法華涅槃久遠実成円仏之実説也」（同一三五頁）という表現に逢着するのである。前者は、寿量品の仏たる久遠の釈尊を、「本地久成の円仏」と規定されたものと受けとれる。また後者は、四十余年の教主・権仏に超勝するものとして、法華・涅槃の教主は久遠実成の三身円満仏なることを明確

化されたものである。この両文から推測されることは、聖人の仏身観は、天台・妙楽を系譜とする仏身義ではなかったか、ということである。

すなわち、前述の如く、『八宗違目鈔』の冒頭には『文句記』と『文句』の要文が引用されている。そして、この両文はともに仏身義に関する所説であることに留意せねばならない。そこで、両文について考えてみるに、まず、『文句記』九の文は、「若其未開法報非_レ迹。若頭本已本迹各_三」と、記されている。この文は、原文と対照してみると、「問法報是本、応身属_レ迹。何以乃言_三本地三仏_二」という、問いに対する答えの部分にあたる。ここから導出される義は、寿量品の発迹頭本によって本地三身・垂迹三身が顕発され、寿量品の仏とは久遠実成の本地三身である、ということである。そして、天台・妙楽における仏身義解釈は、諸経・諸宗の依用した体用本迹を捨棄し、已今本迹を選取したことが明確に窺えるのである。

次に、『文句』九は、「仏於三世、等有_三三身_二於_三諸教中_一秘_レ之不_レ伝」という文が明示されている。この文は、「如来秘密神通之力」の釈文にあたる。その義は、寿量品の仏は一身即三身、三身即一身の円満具足にして、三

世にわたるものであり、しかもこの仏身義は諸経に不説である、その超勝性を叙べられたのである。すなわち円の三身如来は諸経に開顯されないものであり、この寿量品の仏こそ、一切の諸仏を超越する絶対性を具備された仏という解釈ができるであらう。

このように、聖人における天台・妙楽の釈文の引意を探ることによって、聖人が両者の仏身義・寿量品仏義を継承されたのではないか、という推測を可能にしたと思う。つまり、日蓮聖人における寿量品の仏とは、久遠実成にして三身円満具足の釈尊であったことが、確認できたように思う。ここに聖人は、諸宗からの法華経の教主への論難に対する立場を明確化されると同時に、諸宗本尊義の誤謬を指摘されたものと考えるのである。

また、聖人の仏身観は、中古天台義から導出される理本覚的無作三身観ではなく、中国の天台・妙楽の仏身観たる本地三身、円の三身義の系譜に位置していたことを銘記したい。そして、この点にも、日蓮聖人における正統天台・原始天台志向への一面を垣間みることができよう。

なお、詳細については、『大崎学報』第一二九号所収の拙稿「日蓮聖人における『寿量品の仏』について」を

参照されたい。

日蓮聖人の具足論

庵 谷 行 亨

『観心本尊抄』受持譲与段は我等と五字の必然関係を受持・自然譲与という表現の中で、その本質を定義づけられたものと考えられよう。ところが『観心本尊抄』は「五字の受持」という直截的表現を示され、その説明は全く見られない。第二十番の問文は、凡心所具の仏界についての会通を糺したのに対し、答文は三経四疏を挙げて自然・具足の義を間接的に示されたにすぎない。以下いきなり受持譲与段へと筆を運ばれている。ここには「五字」および「五字の受持」についての論理的説明が省略されていると見なければならぬ。その省略が即ち『観心本尊抄』にいたる諸遺文の具足論であろうと思われるのである。以上の問題提起に従って信頼される諸遺文を検討し、『観心本尊抄』受持譲与段にいたる五字超越論・絶対論を、具足論の課題のもとに考察してみたい。